

井原議員（広志会）

令和5年2月13日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）入試制度における自己表現の評価について

入試制度における自己表現について、誰が評価するのか。

（答）

この度の「自己表現」につきまして、中学校の教員が今まで調査書の所見欄を全員分作成しておりましたけれども、これを「自己表現」に変えさせて頂いたものでございます。

今回の「自己表現」の評価につきましては、「評価の観点」及び「評価規準」を全校共通のものとして実施することとしており、各高等学校の担当教員が評価をいたします。

「評定」につきましては、各高等学校が、入学時点で身に付けておいてほしい力を思い描き、「おおむね満足できる」状況を4点とし、評価の観点ごとに5点、4点及び3点のいずれかで、複数の教職員により評価することとしております。

評価に当たりましては、公正・公平に評価をするため、評価者の「自己表現」に対する理解、認識の共有が不可欠であることから、高等学校の校長及び担当者を対象に、評価者研修を実施いたしました。

また、各高等学校におきましては、この研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定し、校内で全教職員を対象とした研修を複数回実施しているところでございまして、適正に評価できるものと考えております。